

オープンカウンター方式による見積合せの実施について

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。
ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

なお、本調達に係る落札決定及び契約締結は、当該調達に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年2月19日

支出負担行為担当官
東海防衛支局長 宮原 賢治

- 1 件 名 東海防衛支局（6）安否確認サービスの利用（単価契約）
- 2 内 容 安否確認サービスの提供
詳細は、仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 履行場所 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 東海防衛支局
（詳細は仕様書のとおり）
- 5 参加資格
 - (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」のうちにおいてD等級以上に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (2) 前号の資格を有しない場合は、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第5条第3号アからウのいずれかの条件を満たす者であること。
 - (3) その他、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第5条第1号、第2号及び第4号から第6号に該当する者であること。
- 6 見積書等の提出方法等
 - ① 電子調達システムによる場合
 - (1) 交付場所 電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)
 - (2) 提出書類
 - ア 見積書の提出を希望する者は、上記5(1)、又は(2)の参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
 - (1) の場合：「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
 - (2) の場合：契約実績を証明する契約書等の写し又は中小企業等経営強化法第50条第1項及び同法第52条第1項の認定を受けた認定通知書の写し
 - イ 見積書記載金額に対応する内訳明細書(別紙第2)を提出すること。
 - ウ その他、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第6条第3項の規定に基づき記載すること。
 - (3) 提出方法 電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)により提出すること。
 - ② 紙による場合
 - (1) 交付場所 下記10にて配布する。(東海防衛支局ホームページからダウンロード可)
 - (2) 提出書類
 - ア ①(2)アと同じ
 - イ 見積書は、別紙第1により作成するものとし、見積書記載金額に対応する内訳明細書(別紙第2)を作成すること。

ウ ①(2)ウと同じ

(3)提出方法

見積書等を郵送により提出する際は、見積書(別紙第1)及び内訳明細書(別紙第2)を封筒に入れて、封かんし、見積書を入れた封筒の表に「見積書等在中」と朱書きする。さらに、(2)に示す提出書類とともに1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に件名、見積合せ日時及び商号又は名称を記載の上、提出すること。

7 見積書等の提出期限及び提出場所

令和6年3月12日午後5時までに、電子調達システム、郵送、電子メール(原則PDF形式)又は持参により下記10の問い合わせ先等に提出(必着)するものとする。

ただし、郵送及び電子メールによる提出の場合は、契約係担当者に電話にてその旨を伝えるものとする。

なお、見積書等の提出期限を経過して到着したものは、見積合せに参加できないものとする。

8 暴力団排除に関する誓約

別紙第3の「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読の上、内訳明細書の提出をもって誓約したものとする。

誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該見積参加者が提出した見積書等を無効とするものとする。

9 見積合せ日時 令和6年3月14日 午前10時00分

10 問い合わせ先等

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
東海防衛支局 会計課 契約係
電話番号 052-952-8233
電子メールアドレス t-akamatsu-tk@kinchu.rdb.mod.go.jp

11 請書(別紙第4)作成の要否 要

ただし、契約金額によっては、請書の作成が不要となる場合がある。

12 その他

(1)その他詳細は、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

(2)見積書提出者が代理人であるときは、必要に応じて委任状(別紙第5)を提出すること。

(3)消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100(又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の100)に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額を見積書に記載すること。

(4)落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に(非課税金額を除く。)当該金額の100分の10(又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、100分の8)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

見 積 書

件 名：東海防衛支局（6）安否確認サービスの利用（単価契約）

見積金額：

上記の金額をもって東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名

氏 名

連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名

氏 名

連絡先2(電話)

※見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

内訳明細書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、見積します。

件名：東海防衛支局（6）安否確認サービス（単価契約）

項目	品目		単価（税別）	数量	金額（税別）
固定費				1	
基本料金				1	
オプション					
従量料金					
基本料金	利用社員	1名あたり		200	
	利用事業所	1事業所あたり		4	
月 額 小 計					
年 間 小 計					
消費税及び地方消費税					
合 計					

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

収入印紙
貼付

請 書

契約事項 東海防衛支局（6）安否確認サービスの利用（単価契約）

契約金額 ￥

（うち消費税及び地方消費税の額 ￥ ）

契約内容 内訳書のとおり

上記の契約事項は、次の条件（詳細は、仕様書のとおり）に従ってお請けします。

- 1 履行期間 ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 2 履行場所 ・ 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 東海防衛支局（詳細は仕様書のとおり）
- 3 履行期限の遅延による賠償金 ・ 履行期限の翌日より起算して遅延1日につき契約金額の年3パーセントの割合で計算した金額とする。
- 4 支払条件 ・ 毎月払いとする。
- 5 支払遅延利息 ・ 年2.5パーセント
（「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。）
- 6 契約解除に対する違約金 ・ 本契約条項を履行しないときは契約金額の100分の10に相当する金額を徴収して解除する。
- 7 適用する特約条項 ・ 本契約の履行については、本契約条項に定めるもののほか、特約条項に定めるところによる。
- 8 その他 ・ 本契約に係る業務に関し、日本国の関係法令等を遵守し、これを履行する。また、当社の責めに帰す事由による損害又は諸問題等が発生した場合には、当社が一切の責任を負うものとする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名
氏 名
連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名
氏 名
連絡先2(電話)

個人情報取扱いに関する特約条項

- 1 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。
- 2 受注者は、個人情報の漏洩等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- 3 受注者は、本契約の履行にあたり知り得た発注者に関する全ての事項につき、本契約期間中、契約完了後の如何を問わずこれを漏洩又は他の目的に使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- 4 受注者は、個人情報を複製する場合、あらかじめ、書面により発注者の承認を受けなければならない。
- 5 受注者は、派遣業務に関し事故等が発生した場合、速やかに、その内容を発注者に報告しなければならない。

委 任 状

受任者

営業所等名
役 職
氏 名

私は上記の者を代理人と定め、下記件名の見積及び契約に関する権限を委任します。

記

件 名：東海防衛支局（6）安否確認サービスの利用（単価契約）

委任者

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名
氏 名
連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名
氏 名
連絡先2(電話)

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

仕様書			
件名	東海防衛支局（6）安否確認サービスの利用（単価契約）	作成年月日	令和6年2月13日
		東海防衛支局総務課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東海防衛支局（名古屋合同庁舎1号館及び装備課各勤務官署（三菱重工業株式会社小牧南工場及び三菱重工業株式会社名古屋誘導推進システム製作所）、及び岐阜防衛事務所（以下「支局等」という。）において使用する安否確認サービスの役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 全般

本役務は、2.4の機能を契約相手方の保有するサービスを使用し、以下の内容を24時間365日2.3のサービス提供期間の間実施するものとする。

また、契約相手方は、2.3のサービス提供期間の間、官側からの障害や利用方法等についての問い合わせ等を電話及びメールにて24時間365日受付可能なこととする。

2.2 役務内容

- 契約相手方は、支局等の職員に対して、支局等の職員及び職員家族の安否確認をメール等で行い、安否確認の集計を行うものとする。
- 契約相手方は、官側が指定する者に対し、支局等の現状（職員の安否の状況、出勤までにかかる時間、職員家族の状況等）を一斉通報するものとする。また、職員に対し、職員の家族の安否状況を提供できるものとする。
- 事前に指定した地域（都道府県単位）において、震度5強以上の地震が発生した場合、契約相手方は、予め登録した職員等のメールアドレス等に安否確認メールの一斉送信を行うものとする。
- 契約相手方は、安否確認メールの一斉送信を受けた各職員のメールの返信、Web上の職員自身の安否報告を基に、安否状況について一覧表を作成するものとする。

2.3 サービス提供期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

2.4 機能

機能は、次による。

a) 安否確認機能

- 事前に指定した地域（都道府県単位）において、震度5強以上の地震が発生した場合に、契約相手方から、支局等職員に対し、安否確認メールの送信を行うものとする。
- 安否確認メールは、事前に登録した各職員等のメールアドレスに対し、安否確認用Webサイト（契約相手方が作成するものとする。）へリンクするメールを送信するものとする。
- a) 1)以外で安否確認を発動したい場合、官側が指定する者が任意で各職員等に対する安否確認メールを発信することができるものとする。

b) 職員の返答機能

職員の返答機能は、次による。ただし、安否確認以外の返答項目は、Webページによる方法のみで構わない。

- 1) 契約相手方が送信した安否確認用Webサイトへリンクするメールにおいて、そのWebページのメニューに従い選択する方法に対応していること。
- 2) 契約相手方が送信したメールへの返信による方法に対応していること。
- 3) 電話の音声ガイダンスに従い数字を押す音声自動応答方式に対応していること。
- 4) 安否確認メールが受信されなくても、予め自主応答用のWebサイトへのアドレス（URL）が簡易な方法で、携帯電話等のブラウザに登録ができ、そのURLから本人のIDやパスワード等の個人認証のキーを入力することなく、安否確認応答が可能であること。
- 5) 地震が発生した場合の返答項目は、下記例示と同程度の内容が確認できること。
（例）地震災害の場合
 - ・本人無事、本人負傷
 - ・家族無事、家族負傷
 - ・参集可否
 - ・参集所要時間（○時間以内で参集、参集不可）
- 6) スマートフォン向けの報告画面、集計画面を提供すること。また、スマートフォン用のアプリケーションを用意することで、上記メールとは別途、安否確認の通知を行えること。

c) メール送信機能

メール送信機能は、次による。

- 1) 職員1名につき、2つのメールアドレスを登録できるものとする。
- 2) 2つのメールアドレスへ同時に送信処理が可能なものとする。
- 3) 災害発生等により、ネットワークが混雑している場合でも、携帯電話会社（キャリア）で制限されることなく契約相手方から携帯電話会社へメールが送信されるものとする。
- 4) 契約相手方と主な携帯電話会社の間で輻輳規制を受けず、特定接続が行われているものとする。

d) 災害の事象管理機能

災害の事象管理は、次による。

- 1) 同時期に複数の災害が発生した場合、複数災害事象として同時に管理ができ、各々の災害事象ごとに安否確認が行えるものとする。
- 2) 大規模地震が発生した場合、余震については契約相手方の基準の下で、本震とした一つの事象として管理し集計が可能なものとする。
- 3) 大規模地震が発生した場合、気象庁発表情報を元に、単にシステム的に安否確認メールを送信するのではなく、誤報情報か否か等の情報の正確性を判断するための人による判断を行い、安否確認メールを送信できる仕組みであること。

e) 官側から操作できる機能

官側から操作できる機能は、次による。

- 1) Web（PC・携帯電話）から安否確認の回答状況の確認集計が可能であること。
- 2) 官側が能動的に安否確認の報告メールを送信可能であること。送信対象は任意に設定される組織単位や、利用者の都道府県単位で設定できること。
- 3) 官側が指定する者用の操作端末を限定しない（自宅PC等からの操作も可能）こと。
- 4) 送信の再送回数・間隔の設定が可能なこと。

- 5) 災害時の利用以外に緊急連絡網として、官側が設問・回答を任意に作成し、対象者を設定し、メール送信・集計可能であること。この場合の送信対象者は、任意に設定される組織や個人あてに送信できること。
 - 6) 官側でメッセージの送信を実施できる者、データのメンテナンスを行う者などの権限種別を設定ができること。
 - 7) W e b (P C) から組織情報、ユーザ情報をメンテナンスできることとし、メンテナンスは、C S Vファイルのアップロードにより、一括で登録・変更・削除が可能であること。また、ユーザ（利用者）が登録した個人情報（メールアドレス等）は、管理者は閲覧不可とする。
 - 8) ユーザ（利用者）が登録した個人情報（連絡先、パスワード等）を更新しない制御が可能であること。
 - 9) メッセージの送受信及び回答状況の確認、個人情報のメンテナンスにおけるデータの送受信は秘匿性の高い方法を用いること。
 - 10) 簡易な操作により、安否確認が返信されていない職員に対して、再度メールの送信電話の発信ができること。
 - 11) 未返答職員に代わり、代行して上席者などが代行登録できる機能を有すること。
 - 12) 連絡先の未登録ユーザ及び無効アドレスを抽出する機能を有すること。
 - 13) 携帯電話メールアドレスについては、実際のメールを送信することなく、無効アドレスの確認とレポートが月1回できる機能を有すること。
- f) その他の機能
- その他の機能は、次による。
- 1) 掲示板機能が設定でき、緊急時に職員への情報提供が可能であること。
 - 2) 官側が指定する者へ、月1回程度の訓練メールを送信できること。

3 インフラ

インフラは、契約相手方の保有する施設内とするほか、次による。

- a) 以下4項に示すサービス提供先ごとに、本仕様書に示す機能を独立したシステム、データベースとして管理・運用が可能であること。ただし、各独立したシステムの状況を統合的な状況把握が必要な場合、詳細情報閲覧等の権限を有し、共通した災害や訓練に際し統合的な集計が可能であること。
- b) インフラは、複数拠点に分配配置しており、1箇所は首都圏以外に配置しているものとする。
- c) インフラの相互拠点間は、約300k m以上離れているものとする。
- d) インフラは、冗長構成を図り、故障によるシステム停止を回避しているものとする。
- e) インフラは、耐震対策、セキュリティ対策が図られたデータセンターに設置しているものとする。
- f) 継続的にシステムが拡張できる構造を有するものとする。
- g) システムを構成する設備、回線等は契約相手方の資産であること。
なお、電話、W e b 等を用いた各ユーザ側からの送信に要する通信費用、システム側から送信される携帯メールの受信料及びシステム接続のためのインターネット通信料は、本件提供サービスの費用に含まない。
- h) サービス運用部門において、情報セキュリティに関する認証（I S M S / B S 7 7 9 9 等）を取得し、そのポリシーに則った運用を行っていること。

4 サービス提供先と利用者数等

- a) サービス提供先は、表1による。
- b) 職員数 約200名。

表 1 - サービス提供先

1	東海防衛支局
2	東海防衛支局勤務官署（三菱重工業株式会社 名古屋航空宇宙システム製作所 小牧南工場）
3	東海防衛支局勤務官署（三菱重工業株式会社 名古屋誘導推進システム製作所）
4	岐阜防衛事務所

5 提出資料等

提出資料等は、表 2 による。

表 2 - 提出書類等

番号	名称	数量	提出時期	提出先	注記
1	安否確認サービス利用手順書	1 式	契約締結後速やかに	東海防衛支局	<p>1) 本システムの操作方法について、PC から操作する方法及び携帯電話を使用する方法等について容易に操作ができるものとする。</p> <p>2) 紙媒体、電子媒体（CD-R、DVD-R 等とし、追記不可の処置をするものとする）または、ダウンロードが可能な方法で提出するものとする。</p> <p>3) 利用する職員等に対して、契約相手方に許可なく、複製配布できるものとする。</p>

6 教育

契約相手方が提供するサービスを円滑に利用するため、官側に対するデータ登録方法及び操作方法の説明会について、導入後、官側との調整により複数回実施するものとする。

7 情報の保全

情報の保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 事前に個人情報を登録することから、情報管理が徹底されており、個人情報の閲覧は ID・パスワード等の入力が必要とし、基本的には個人のみしかできないものとする。
- c) サービス終了後には、登録された個人情報について、完全に廃棄するものとする。
- d) 個人情報の取扱いについて、契約の相手方は、プライバシーマークの認定事業者であるものとする。
- e) 情報等の複写は原則禁止とする。
但し、事前に書面にて発注者の許可を得た場合についてはこの限りでない。
- f) 個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。
- g) 請負者は、請負者に対して、情報の漏洩、改ざん、消去等の防止を目的として適切なセキュリティに関する教育を実施するものとする。

- h) 情報の漏洩、改ざん、消去等が発生した場合及び安否確認システムの障害が発生した場合には、その内容の調査、影響範囲、復旧等について報告するものとする。
- i) 請負者が機密情報を外部に漏洩し、または外部に持ち出したこと等に起因して、当省、各関係機関が損害を被った場合には、当省は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、発注者が適当と考える必要な措置を取ることを請求できる権利を有するものとする。
- j) 他の業者へ再委託しないこととする。

8 検査

契約相手方は、2項の内容について、作業報告書により検査官の検査を受けるものとする。

9 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行に必要な事項において、官側の保有する施設・設備・文書等を使用する場合には、あらかじめ官側と十分調整のうえ、官側の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

10 仕様書の疑義

この仕様書について疑義のある場合は、官側と協議するものとする。

11 その他

- a) システムから送信されるメール及び電話の回線使用料、通信料及び通話料を契約金額に含むものとする。
- b) 携帯電話の利用については、初期のメールアドレスなど個人情報を登録する場合を除き、SSL対応機種仕様を問わないものとする。